

# 記入例

令和3年〇〇月〇〇日

久山町長宛て

住所 糟屋郡久山町大字××△番地〇

対象資産の所在する市町村にご申告ください。  
(資産が複数の市町村に所在する場合は、  
それぞれに申告が必要です。)

連絡先 092-XXX-XXXX  
氏名(名称) 株式会社〇〇  
業種名 不動産賃貸業・管理業  
代表者氏名 久山 太郎



新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置についてご申告ください。

日中に連絡が取れる電話番号をご記入ください。

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。

※令和2年12月31日以前は附則第61条

記

会計帳簿等をもとに、すべての事業収入の合計金額を記載してください。

## 1 事業収入割合について

| 令和2年4月15日から同年7月14日<br>令和2年2月から10月までの連続する3月を記載 |          |          | 平成31年4月15日から平成令和元年7月15日<br>左の期間の前年同期を記載 |          |          |
|---|----------|----------|---|----------|----------|
| 4月期   | 5月期      | 6月期      | 4月期                                     | 5月期      | 6月期      |
| 235,000円                                      | 235,000円 | 235,000円 | 470,000円                                | 450,000円 | 470,000円 |
| 合計: 705,000円・・・①                              |          |          | 合計: 1,390,000円・・・②                      |          |          |

事業収入割合: 50% (① / ②) ※小数点以下切り捨て

- 50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)  
(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率: 全額)
- 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)

## 2 特例対象資産

事業用家屋については、固定資産税の納税通知書または課税明細書に記載の「通知書番号」をご記入ください。

満減少して

償却資産については、納税通知書に記載の「通知書番号」または償却資産申告書に記載の「所有者コード」をご記入ください

| 申告の有無 | 資産            | 納税通知書番号     |
|-------|---------------|-------------|
| ○     | 事業用家屋(別紙のとおり) | 01234567890 |
| ○     | 償却資産          | 12345678910 |

※1 申告する資産に○をつけてください

※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。  
(この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

### 3 誓約事項について

以下の(1)から(4)について、事実に相違ないことを誓約します。

- (1) 「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3) (申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、) 申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
  - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
  - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- (4) (申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、) 申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

#### 【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1~3の申告内容について、記載どおり

住 所 福岡市〇〇区△△□-□-□

名 称 税理士法人 〇〇〇〇

代表者役職 代表社員

代表者氏名 主税 一郎

代表者印

認定経営革新等支援機関等担当者名

福岡 次郎

認定経営革新等支援機関等電話番号

092-XXX-XXXX

認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス

XXXX@XXXX.XX.XX

この欄は、認定経営革新等支援機関等が記入する欄です。

必ず認定経営革新等支援機関等の確認を受けてから、

久山町に提出してください。認定経営革新等支援機関の一覧は、中小企業庁ホームページで確認出来ます。

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
2. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第 63 条第 4 項又は第 5 項の規定に基づき 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名（名称）」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 本特例の申告は令和 3 年 2 月 1 日までに久山町長に対して行うこと。

(別紙) 特例対象資産一覧

事業用家屋について特例適用を受けようとする場合は、この別紙も記入してください。

| 家屋の所在 |             | 床面積                   |                      |     |
|-------|-------------|-----------------------|----------------------|-----|
| 所在    | 久山町大字××△番地□ | 134.60 m <sup>2</sup> | うち事業用                |     |
| 家屋番号  | △番□         |                       | 67.3 m <sup>2</sup>  | 50% |
| 所在    | 久山町大字××△番地□ | 125.97 m <sup>2</sup> | うち事業用                |     |
| 家屋番号  | △番□         |                       | 75.59 m <sup>2</sup> | 60% |
| 所在    |             | m <sup>2</sup>        | うち事業用                |     |
| 家屋番号  |             |                       | m <sup>2</sup>       | %   |
| 所在    |             | m <sup>2</sup>        | うち事業用                |     |
| 家屋番号  |             |                       | m <sup>2</sup>       | %   |
| 所在    |             | m <sup>2</sup>        | うち事業用                |     |
| 家屋番号  |             |                       | m <sup>2</sup>       | %   |
| 所在    |             | m <sup>2</sup>        | うち事業用                |     |
| 家屋番号  |             |                       | m <sup>2</sup>       | %   |
| 所在    |             | m <sup>2</sup>        | うち事業用                |     |
| 家屋番号  |             |                       | m <sup>2</sup>       | %   |
| 所在    |             | m <sup>2</sup>        | うち事業用                |     |
| 家屋番号  |             |                       | m <sup>2</sup>       | %   |

固定資産税課税明細書の「床面積」欄を転記してください。

左記の「床面積」に右記の「事業専用割合」を乗じて算出し、小数点第2位まで記入してください。  
 小数点第3位以下に及ぶ場合は、小数点第3位を切り上げてください。

事業専用割合を記入してください。

- ※1 前年度における課税明細書に記載の単位で記入すること。(前年度における課税明細書に記載のない家屋については、家屋番号の単位で記入すること。)
- ※2 床面積欄には課税明細書に記載の「現況床面積」を記入すること。
- ※3 事業専用割合が分かる資料(青色申告決算書等)を添付すること。
- ※4 特例対象資産は令和3年1月1日時点の現況で判断される。したがって、令和3年1月1日以前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合は改めて認定経営革新等支援機関等の確認を受け、申告すること。  
 なお、令和3年1月1日後の資産の異動・取得等は、特例対象資産の判断に影響しないため、改めての認定経営革新等支援機関等の確認・申告の必要はない。
- ※5 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなること。